

国立大学法人岡山大学におけるウーマン・テニユア・トラック
(WTT) 制の実施に関する規程

平成22年3月31日
岡大規程第8号

改正 平成23年9月30日岡大規程第103号
平成24年3月30日岡大規程第35号
平成25年3月26日岡大規程第9号
平成25年3月29日岡大規程第29号
平成27年3月31日岡大規程第40号
平成27年6月30日岡大規程第88号
平成29年3月31日岡大規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）におけるウーマン・テニユア・トラック（以下「WTT」という。）制の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 WTT制は、女性研究者に競争的環境の中で自立と活躍の機会を与えるとともに、研究と家庭生活との両立を支援することにより、優秀な女性研究者の雇用・育成を促進し、もって本学全体の教育・研究を活性化させることを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 テニユア 任期の定めのない常勤職員としての身分
- 二 WTT制 女性研究者を契約職員として任期を定めて採用し、任期が満了する前にテニユアの付与に係る審査（以下「テニユア審査」という。）を行い、付与を可とした場合はテニユアを付与する制度
- 三 WTT教員 WTT制により契約職員として採用された女性研究者
- 四 WTT期間 WTT教員として採用されてからテニユアを付与されるまで（テニユアを付与されなかった場合には、当該任期が満了するまで）の期間
- 五 テニユア教員 テニユアを付与された教員

(WTT教員の採用)

第4条 WTT教員の募集は、本学の全ての研究分野について行う。

- 2 WTT教員は、その研究分野に応じて、原則として該当する大学院研究科に採用するものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合には、本学の附置研究所、全学センター又は全国共同利用施設に採用することがある。

3 WTT教員は、原則として助教相当の特別契約職員とする。

(WTT教員の募集)

第4条の2 WTT制を実施する部局(以下「実施部局」という。)は、WTT教員の採用の必要が生じた場合は、学長の承認を得て、WTT教員の公募を行う。

(WTT教員の採用のための教育研究業績の審査)

第4条の3 応募者の選考はWTT教員を採用する実施部局において行い、学長に採用候補者を推薦する。

2 学長は、前項により推薦のあった採用候補者について、第12条に定める人事協議会に教育研究業績の予備審査を行わせる。

3 人事協議会は、第13条の規定に基づき人事協議会に設置するWTT教員評価委員会において前項の予備審査を行う。

4 人事協議会は、前項の結果を実施部局に通知し、当該実施部局の教授会又は教授会としての運営委員会(以下「教授会等」という。)に対して、当該採用候補者の教育研究業績の本審査を付議する。

5 実施部局の教授会等は、当該本審査を行い、その結果を人事協議会に報告する。

6 人事協議会は、前項の結果を学長に報告し、学長がWTT教員の採用可否を決定する。

(WTT期間)

第5条 WTT期間は、5年とする。

2 前項の規定にかかわらず、WTT教員の研究の進捗状況等により、WTT期間を短縮することが適当と認められる場合は、WTT期間を短縮することができる。

(同意及び説明責任)

第6条 WTT教員を採用する場合は、WTT制により任期を定めて雇用することについて、書面により、採用される者の同意を得なければならない。

2 学長は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該採用される者に対し、WTT制について説明しなければならない。

(メンタリング制度)

第7条 WTT教員の支援を行うため、メンターを置く。

2 メンターは、WTT教員が採用された部局の長と密接な連絡をとり、WTT教員が円滑に教育及び研究を遂行することができるようにメンタリング支援を行うものとする。

3 その他メンタリング制度に関し、必要な事項は、別に定める。

(研究と家庭生活との両立の支援)

第8条 学長は、WTT教員の研究と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な研究環境を整備するものとする。

(中間評価)

第9条 WTT教員の研究の進捗状況等について評価するため、WTT期間の3年目が終了する日の4月前までに中間評価を行う。

2 中間評価の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(テニユア審査)

第10条 WTT教員のテニユア審査は、WTT期間が満了する日の4月前までに行うものとする。

2 中間評価において、既にテニユア審査基準を満たしていると認められた者については、速やかにテニユア審査を行う。

3 中間評価において、テニユア審査の実施時期を繰り上げることが適当と認められた者（前項に該当する者を除く。）については、WTT期間の4年目が終了する日の4月前までにテニユア審査を行うことができる。

4 その他テニユア審査の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

(中間評価の実施時期の延期)

第10条の2 WTT教員が次の各号に掲げる事由により十分な研究を行うことができない場合には、第9条第1項の規定にかかわらず、当該WTT教員の申請に基づき、中間評価の実施時期を6月又は1年延期することができる。

一 産前休暇及び産後休暇

二 育児休業、育児短時間勤務及び育児部分休業

三 介護休業

四 病気休職

五 病気休暇

第11条 削除

(人事協議会)

第12条 WTT教員の採用のための教育研究業績の予備審査及びテニユア審査の予備審査を行うため、WTT人事協議会（以下「人事協議会」という。）を置く。

2 人事協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 WTT教員の採用のための教育研究業績の審査基準に関すること。

二 WTT教員の採用のための教育研究業績に関すること。

三 WTT教員のテニユア審査基準に関すること。

四 WTT教員のテニユア審査に関すること。

五 その他WTT制に係る重要事項に関すること。

3 人事協議会は、次の各号に掲げる者で組織する。

一 企画・評価・総務担当理事

二 大学院各研究科長

三 その他企画・評価・総務担当理事が必要と認める者

4 人事協議会に議長を置き、企画・評価・総務担当理事をもって充てる。

- 5 議長は、人事協議会を主宰する。
- 6 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。
- 7 人事協議会は、委員の4分の3以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(評価委員会)

第13条 WTT教員の採用候補者の教育研究業績の予備審査及びWTT教員のテニユア審査の予備審査を行うため、人事協議会にWTT教員評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

- 2 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 WTT教員の採用候補者の教育研究業績の予備審査に関する事。
 - 二 WTT教員の間評価に関する事。
 - 三 WTT教員のテニユア審査の予備審査に関する事。
- 3 評価委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - 一 本学の教員から企画・評価・総務担当理事が指名する者 若干人
 - 二 学外の有識者のうちから企画・評価・総務担当理事が指名する者 若干人
 - 三 その他企画・評価・総務担当理事が必要と認める者
- 4 WTT教員のテニユア審査の予備審査を行うときは、前項に掲げる委員のほか、評価委員会の定めるところにより、当該WTT教員が採用された部局の関係教員を委員として加えることができる。
- 5 委員の任期は、WTT教員の採用のための教育研究業績の予備審査を開始する日から当該WTT教員のテニユア審査が終了するまでの間とする。
- 6 評価委員会は、WTT教員を募集する年度ごとに組織するものとする。
- 7 評価委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 8 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 9 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 10 委員会は、委員の4分の3以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の3分の2以上の同意をもって決する。

第14条 削除

(テニユア審査の実施)

第15条 評価委員会は、人事協議会が策定するテニユア審査基準に基づきWTT教員のテニユア審査の予備審査を行い、その結果を人事協議会に報告する。

- 2 第10条第2項の規定によりテニユア審査を行う場合における前項の規定の適用については、中間評価をテニユア審査の予備審査とみなす。
- 3 人事協議会は、第1項の報告があったときは、審議の上、WTT教員が採用され

ている部局の教授会等に対して、テニユア審査の本審査を付議する。

4 前項の規定により審査を付議された部局の長は、当該部局の教授会等において審査を行い、その結果を速やかに人事協議会に報告する。

5 人事協議会は、前項の結果を学長に報告し、学長が当該WTT教員へのテニユアの付与の可否を決定する。

(テニユア教員の採用)

第15条の2 テニユア審査でテニユアの付与を可とされたWTT教員は、原則としてWTT教員として採用されていた部局に任期の定めのない教員として採用するものとする。

2 前項による採用の日は、原則として、人事協議会が、WTT教員が採用されている部局の教授会等に対してテニユア審査を付議した日の属する月から起算して5月以内の月の1日とする。

(事務)

第16条 WTT制に関する事務は、総務・企画部人事課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、WTT制に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年3月31日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年3月26日から施行し、改正後の国立大学法人岡山大学におけるウーマン・テニユア・トラック（WTT）制の実施に関する規程（以下「改正後の規程」という。）及び改正後の国立大学法人岡山大学におけるウーマン・テニユア・トラック（WTT）制の実施に関する規程の一部を改正する規程（平成24年岡大規程第35号）の規定は、平成24年4月1日から適用する。

2 平成24年3月31日以前に採用されたWTT教員については、改正後の規程第10条第3項及び第10条の2第2号の育児短時間勤務に係る部分は、適用しない。

3 平成24年3月31日以前に採用されたWTT教員に係る改正後の規程第5条第1項及び第2項、第9条第1項並びに第11条第2項の規定の適用については、第

5条第1項中「5年」とあるのは、「3年」とし、第2項中「WTT期間を短縮することができる。」とあるのは、「WTT期間を2年とすることができる。」とし、第9条第1項中「3年目が終了する日の4月前までに」とあるのは、「2年目の終了時」とし、第11条第2項中「テニユア審査を付議した日の属する月から起算して5月以内の月の1日とする。」とあるのは、「テニユア審査を付議した日の属する月から起算して5月以内の1日とする。ただし、第10条第2項の規定によりテニユア審査を行った場合にあっては、テニユア審査を付議した日の属する月から起算して4月以内の月の1日とする。」とする。

- 4 平成24年4月1日に採用されたWTT教員に係る改正後の規程第5条第2項、第9条第1項、第10条第3項及び第11条第2項の規定の適用については、第5条第2項中「WTT期間を短縮することができる。」とあるのは、「WTT期間を2年とすることができる。」とし、第9条第1項中「3年目が終了する日の4月前までに」とあるのは、「2年目の終了時」とし、第10条第3項中「4年目」とあるのは、「3年目又は4年目」とし、第11条第2項中「テニユア審査を付議した日の属する月から起算して5月以内の月の1日とする。」とあるのは、「テニユア審査を付議した日の属する月から起算して5月以内の月の1日とする。ただし、第10条第2項の規定によりテニユア審査を行った場合にあっては、テニユア審査を付議した日の属する月から起算して4月以内の月の1日とする。」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前に採用されたWTT教員については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。